

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の事務取扱いについて（例規通達）

平成20年11月27日群本例規第33号（生企）警察本部長

改正

平成22年3月群本例規第6号（務）
平成23年2月群本例規第5号（総企）
平成24年7月群本例規第19号（総企）
平成25年3月群本例規第6号（総企）
平成27年3月群本例規第8号（総企）
平成28年3月群本例規第5号（務）
平成31年2月26日群本例規第7号（務）
令和元年12月13日群本例規第22号（務）
令和2年3月9日群本例規第11号（務）

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）が本年6月6日に一部改正されたことに伴い、事業開始届の処理等について次のとおり定め、平成20年12月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の規定に基づく是正命令及び報告の徴収の運用について（平成15年群本例規第35号）は、廃止する。

記

第1 届出の処理

1 届出の受理

(1) 事業開始届

警察署長（以下「署長」という。）は、法第7条第1項の規定による事業開始届出書（以下「開始届出書」という。）の提出があった場合は、インターネット異性紹介事業各申請に関する点検表（別記様式第1号。以下「点検表」という。）により、記載事項に不備がないこと及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）第1条第3項各号に掲げる書類が添付されていることを確認の上、これを受理するものとする。

(2) 事業廃止届

署長は、法第7条第2項の規定による事業廃止届出書（以下「廃止届出書」という。）の提出があった場合は、廃止の理由を確認の上、これを受理するものとする。

(3) 届出事項変更届

署長は、法第7条第2項の規定による届出事項変更届出書（以下「変更届出書」という。）の提出があった場合は、点検表により、記載事項に不備がないこと及び施行規則第1条第3項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類が添付されていることを確認の上、これを受理するものとする。

2 受理番号の照合

- (1) 署長は、前記1の規定により開始届出書、廃止届出書又は変更届出書（以下「開始届出書等」という。）を受理した場合は、直ちに、生活安全部子供・女性安全対策課長（以下「子供・女性安全対策課長」という。）に受理番号を照会するものとする。
- (2) 子供・女性安全対策課長は、受理番号の照会を受けた場合は、インターネット異性紹介事業届出受理簿（別記様式第2号）に登載した上、署長に受理番号を回答するものとする。

3 調査

署長は、開始届出書又は変更届出書を受理した場合は、インターネット異性紹介業務を営もうとする事業者（法人の場合は、その役員）が法第8条各号の欠格事由に該当しないかを調査するものとする。この場合において、署長は、当該調査の結果を点検表に記載するものとする。

4 開始届出書等の送付等

- (1) 署長は、開始届出書等を受理し、及びその調査を終えた場合は、当該開始届出書等、添付

書類及びインターネット異性紹介事業者に対する調査結果報告書（別記様式第3号）を子供・女性安全対策課長に送付するものとする。

（2）子供・女性安全対策課長は、開始届出書等の送付を受けた場合は、国家公安委員会に報告するものとする。

5 管理

（1）署長は、開始届出書等に係る事務処理状況を明らかにするため、インターネット異性紹介事業届出事務管理簿（別記様式第4号）に各種調査状況を記載するものとする。

（2）子供・女性安全対策課長及び署長は、インターネット異性紹介業務の届出状況を明らかにするため、インターネット異性紹介事業者台帳（別記様式第5号）を備え置くものとする。

第2 行政処分

1 指示処分の手続

署長は、法第13条の規定による指示（以下単に「指示」という。）を行う場合は、原則として、次により行うものとする。

（1）事前の警告・指導

ア 指示に先立ち、違反事業者に対し、法令違反行為をしたと認められる旨を通知し、必要な措置を講じるよう警告・指導を行うこと。ただし、警告等を行うことが適当でないと認められる場合は、この手続を省略することを妨げない。

イ 必要に応じ、法第16条の規定による報告等の要求を行うなどして、どのような措置をどの期間によってとることができるかを調査すること。

（2）指示の上申

事前の警告・指導後においても、指示の必要があると認める場合は、行政処分上申書（別記様式第6号）に意見を付して生活安全部長に上申すること。

（3）指示の方法

ア 指示の決定により、施行規則第7条の規定による指示書の送付を受けた場合は、速やかに被処分者に交付して指示をし、受領書（別記様式第7号）を徴するとともに、指示処分報告書（別記様式第8号）により警察本部長に報告すること。

イ 前記アにより指示をした場合は、指示事項の遵守状況を確認すること。

2 事業の停止等

（1）事業の停止等の上申

署長は、法第14条の規定による事業の停止又は廃止（以下「事業の停止等」という。）を命ずる必要があると認める場合は、行政処分上申書に意見を付して群馬県公安委員会へ上申するものとする。

（2）事業の停止等の方法

署長は、事業の停止等の決定により、施行規則第8条に規定する命令書の送付を受けた場合は、速やかに被処分者に交付し、受領書を徴するとともに、処分内容の遵守状況を確認するものとする。

3 国家公安委員会への報告

子供・女性安全対策課長は、インターネット異性紹介事業者が指示をされ、又は事業の停止等を命じられた場合は、国家公安委員会に報告するものとする。

第3 処分移送通知等

1 処分移送通知

（1）処分移送通知書の送付

生活安全部長は、指示をし、又は事業の停止等を命ずる必要がある場合において、インターネット異性紹介事業者がその事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに、現に事務所の所在地を管轄する公安委員会に施行規則第9条に規定する処分移送通知書を送付するものとする。

（2）処分移送通知書を受けた場合の手続

生活安全部長は、法第15条第2項第1号の規定により、他の公安委員会から処分移送通知書の送付を受けた場合は、必要な手続をとるものとする。

2 他の公安委員会への通報等

(1) 他の公安委員会への通報

子供・女性安全対策課長は、インターネット異性紹介事業者（事務所の所在地が群馬県以外のものに限る。）が指示又は事業の停止等となる違反行為をし、又は処分に違反したと認める場合において、群馬県公安委員会が当該インターネット異性紹介事業者に対する処分権限を有していないときは、当該違反行為が行われたときにおける当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、行政処分事由該当事案等通報書（別記様式第9号）により施行規則で定める事項を通報するものとする。

(2) 通報を受けた場合の手続

子供・女性安全対策課長は、法第17条第2項の規定により、他の公安委員会から通報を受けた場合は、必要な手続をとるものとする。

第4 報告等の要求

1 要求の方法

子供・女性安全対策課長は、法第16条の規定による報告又は資料の提出の要求（以下「報告等の要求」という。）をする場合は、施行規則第10条に規定する報告等要求書により行うものとする。

2 報告又は資料の記録

子供・女性安全対策課長は、報告等の要求を行った場合は、報告（資料提出）管理簿（別記様式第10号）に登載し、その経過を明らかにしておくものとする。

3 資料の返還

子供・女性安全対策課長は、提出を受けた資料について、必要な事務手続を終了後、速やかに返還し、返還請求書（別記様式第11号）を徴するものとする。

第5 登録誘引情報提供機関に対する情報提供

子供・女性安全対策課長は、法第18条に規定する登録誘引情報提供機関からインターネット異性紹介事業に係る情報提供の求めがあった場合は、登録誘引情報提供機関が誘引情報提供業務を適正に行うために必要な限度において、法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に関する情報を提供するものとする。

前文（抄）（平成31年2月26日群本例規第7号（務））

平成31年3月8日から施行する。

前文（抄）（令和元年12月13日群本例規第22号（務））

令和元年12月14日から施行する。

前文（抄）（令和2年3月9日群本例規第11号（務））

令和2年3月19日から施行する。